

介護保険給付に関するQ&A

◆介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護共通

問1 言語聴覚士又は看護職員による支援とは何か。

(答) 入所者等の誤嚥を防止しつつ、経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂取方法等における特別な配慮のことをいう。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問121
----	--

◆介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

問2 夜勤職員配置加算を算定していれば、宿直員を配置しなくてもよいか。

(答) 夜勤職員配置加算の算定の有無にかかわらず、現に夜勤職員が加配されている時間帯については、宿直員の配置が不要となるものである。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問137
----	--

問3 「夜間における防火管理の担当者」は、消防法に基づく防火管理者資格などの資格を保有している必要があるか。また、どのような役割が期待されるのか。

(答) 防火管理者の資格を特段求めるものではない。なお、緊急時等に「防火管理の担当者」に求められる役割は、宿直員と同様である。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問138
----	--

問4 看取りに関する指針は、入所の際に入所者又は家族に説明し、同意を得ることとされているが、入所後に入所者の心身の状況が変化し看取り介護の必要性が認められる場合に、その時に説明し、同意を得たとして算定はできないのか。

(答) 少なくとも説明及び同意の有無を確認することは、原則入所時に行う必要がある。ただし、同意の有無を確認することについては、入所者の意思に関わるものであることから、遅くとも看取り介護の開始前に行う必要がある。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.454平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (平成27年4月1日)問143
----	--